

蒲郡市職員のハラスメントの防止及び排除に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職場におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定め、健全な勤務環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他のハラスメントを総称するものをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 時、場所及び相手をわきまえずに相手の意に反する性的な言動により、その相手に不快感を与え、又は性的な言動に対する抵抗等をしたことで、相手方である職員のその勤務条件に不利益を与え、又は性的な言動により、当該職員の勤務環境を害することをいう。
- (3) パワー・ハラスメント 職務上又は雇用形態上優位的な地位にある者が、その地位を利用して本来業務の適正な範囲を超えて相手の人格又は尊厳を侵害する言動で精神的若しくは身体的な苦痛を与えることにより、勤務条件に不利益を与え、その相手方である職員の勤務意欲を低下させ勤務環境を害することをいう。
- (4) モラル・ハラスメント 相手の人格や尊厳を傷つけ、又は相手に肉体的若しくは精神的な傷を負わせる言動により、その相手方である職員の勤務意欲を低下させ勤務環境を害することをいう。
- (5) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠、出産、育児又は介護に関する言動により、不妊治療を受ける又は妊娠した若しくは出産した女性職員や育児休業、介護休業その他子の養育又は家族の介護に関する制度を利用する職員の勤務環境を害することをいう。
- (6) その他のハラスメント 前各号に該当するもののほか、職員の勤務環境を害する言動であって、その程度が看過できないものをいう。

(職員の責務)

第3条 市長は、ハラスメントの防止及び排除について全職員を指揮監督するとともに、職員を管理監督する地位にある管理職員に対して指導し、又は助言を与えるものとする。

2 所属長は、所属職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が発生した場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

3 職員は、ハラスメントをしてはならない。

(苦情相談への対応)

第4条 ハラスメントに関する苦情の申出又は相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員相談員及び外部相談員（以下「相談員」という。）を置くものとする。

2 人事課長は、予め職員の中から職員相談員として男性職員の代表者及び女性職員の代表者をそれぞれ1名ずつ選任するものとする。

3 外部相談員は、弁護士の資格を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 苦情相談の申出があったときは、相談員は人事課長にその旨を報告し、人事課長と共に必要に応じて、当該申出をした者又は関係者に対して当該苦情相談に係る事実関係の調査を行うものとする。

(苦情処理委員会)

第5条 ハラスメントに関する苦情相談に対し、迅速かつ適切に対処するため、必要に応じてハラスメント苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）を設置するものとする。

2 苦情処理委員会は、副市長を委員長とし、企画部長、総務部長、人事課長及び職員相談員を委員として構成する。ただし、委員長が必要と認めるときは、外部相談員を委員として追加することができる。

3 人事課長は、前条の規定により苦情相談が職員からなされた場合において、軽微と認められるものを除き、苦情処理委員会の開催及び処理を委員長に依頼するものとする。

4 苦情処理委員会は、前項の規定によりその処理を依頼された事案について事実関係の調査又はその対応措置を協議し、人事課長に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

(秘密の保持)

第6条 ハラスメントに関する相談及び苦情の処理の事務に従事する職員又は苦情処理委員会の委員は、関係職員のプライバシーの保護又は秘密の保持に努め、関係職員が不利益を受けることがないようにしなければならない。

(対応措置)

第7条 苦情処理委員会による事実関係の調査の結果、ハラスメントの態様等によっては信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行等に該当する場合には、苦情処理委員会の委員長は該当する職員の任命権者に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた任命権者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく処分に付することができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

(蒲郡市職員のセクシャル・ハラスメントの防止及び排除に関する要綱の廃止)

2 蒲郡市職員のセクシャル・ハラスメントの防止及び排除に関する要綱（平成11年6月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。